

広 報 第 3 0 号
令 和 2 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察広報推進員設置要綱の制定について

見出しのことについては、「青森県警察広報推進員設置要綱の改正について」(平成28年12月27日付け青警本広第73号。以下「旧要綱」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、別添のとおり「青森県警察広報推進員設置要綱」を新たに制定し、実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、本要綱の制定に伴い、旧要綱は廃止する。

記

- 1 制定の理由
会計年度任用職員制度導入に伴う青森県警察広報推進員の身分変更
- 2 施行期日
令和2年4月1日

担当：広報課 音楽係

青森県警察広報推進員設置要綱

1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第19条、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。）第20条の2及び職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第30条の10の規定により青森県警察広報推進員（以下「広報推進員」という。）の任用、身分、職務、報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置

警察本部警務部広報課に広報推進員を置く。

3 身分

広報推進員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とするものとする。

4 任用

- (1) 広報推進員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、選考の上、警察本部長が任用するものとする。
- (2) 広報推進員の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

5 条件付採用期間

- (1) 広報推進員の採用は、全て条件付のものとし、広報推進員がその職において1か月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、採用後1か月間における実際に勤務した日数が15日に満たない広報推進員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

6 公募によらない再度の任用

- (1) 広報推進員として任用された者について、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、公募によらず再度任用することができる。ただし、原則として通算3年を超えて任用をすることはできないものとする。
- (2) 前項による再度任用の場合にあっても、5の条件付採用が適用されるものとする。

7 職務

広報推進員は、広報課長の指揮監督を受けて、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 警察音楽隊カラーガード活動に関すること。

- (2) 楽器演奏活動に関すること。
- (3) その他広報課長が必要と認める事項に関すること。

8 身分証

広報推進員の身分証明書は別記様式第1号のとおりとする。

9 勤務日数及び勤務時間

- (1) 広報推進員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき29時間を超えない範囲内において広報課長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）で定める県の休日には勤務日を割り振らないものとする。
- (2) 前項に規定する勤務日における勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

10 休暇等

- (1) 広報推進員の休暇の種類、期間及び単位は、青森県警察非常勤職員任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和2年3月青森県警察本部訓令第8号）の規定によるものとする。
- (2) 休暇の届出、願出、承認及び整理については、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

11 報酬等

- (1) 広報推進員の報酬は月額とし、額は別に定めるものとする。
- (2) 広報推進員の報酬、超過勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、期末手当等の計算期間、支給日、その他の支給方法については、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱（令和2年3月30日付け警務第521号）の規定により支給する。

12 費用弁償

- (1) 広報推進員が公務のため旅行した場合には、常勤職員の旅費支給の例により、その費用を弁償する。
- (2) 広報推進員が通勤した場合には、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の費用弁償の規定により、その通勤に係る費用を弁償する。

13 営利企業への従事等の届出

- (1) 広報推進員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、広報課長に対し、営利企業への従事等の届出（別記様式第2号）により、その概要を届け出なければならない。
- (2) 広報課長は、届出の内容を確認した上で、広報推進員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

14 服務

広報推進員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、青森県警察職員服

務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）に定める一般職員に関する規定を準用する。

15 人事評価の実施

- (1) 広報推進員の執務について人事評価を行う。
- (2) 広報推進員の人事評価の実施方法等については、別に定めるところによる。

16 任用通知書等

広報推進員の任用は、任用通知書（別記様式第3号）及び勤務条件に関する書面（別記様式第4号）を交付して行うものとする。再度の任用も同様とする。

17 退職承認通知書

- (1) 広報推進員が任用期間の途中で退職する場合は、勤務場所の所属長を経て警察本部長に内申するものとする。
- (2) 退職承認は、退職承認通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

18 災害補償

広報推進員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例第39条）に定めるところによる。

19 社会保険等

広報推進員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

別記様式省略